平成２年広審第８７号
漁船福昌丸機関損傷事件

言渡年月日　平成３年２月２６日
審　判　庁　広島地方海難審判庁（養田重興、黒田和義、原清澄）
理　事　官　清水正雄

損　　害
主機クランクジャーナル、ピン部、主軸受メタルに損傷

原　　因
主機（潤滑油系）の管理不十分

主　　文
　本件機関損傷は、主機潤滑油の管理が不十分で、同油が著しく汚損劣化した状態で使用されたことに因って発生したものである。
　受審人Ａを戒告する。

理　　由
（事実）
船 種 船 名　漁船福昌丸
総 ト ン 数　５８トン
機関の種類　ディーゼル機関
出　　力　２６４キロワット

受　審　人　Ａ
職　　名　機関長
海 技 免 状　五級海技士（機関）免状（機関限定）

事件発生の年月日時刻及び場所
平成元年６月２０日午前１０時ごろ
鳥取県網代港

　福昌丸は、昭和５４年９月に進水した沖合底びき網漁業に従事する鋼製漁船で、主機としてＢ社（以下「Ｂ社」という。）が製造した６ＭＧ２５ＢＸＲ型と称する、計画回転数毎分５６０の過給機付４サイクル６シリンダ・ディーゼル機関を備え、その潤滑油が、容量２４０リットルの油溜りから吸入側こし器、潤滑油ポンプ、潤滑油冷却器、吐出側こし器及び入口主管を経て主機に入り、クランク軸を支える主軸受及びクランクピン軸受を潤滑し、ピストンを冷却して同油溜りに戻る系統となっていた。

潤滑油の管理方法については、Ｂ社が主機の取扱説明書に推奨銘柄を挙げ、同油の汚損劣化や異物の混入を防ぐために性状の点検を含むこし器の開放掃除を１週間ごとに行ったり、汚損劣化した潤滑油の使用を避けるために５００時間ごとに新油に取替えたりするよう保守点検基準を定めていたが、同基準に沿った潤滑油の管理が行われないと、同油の汚損劣化を招くと共に多量の夾雑物が混入して主機クランク軸などを傷つけたりすることがあった。

受審人Ａは、主機を毎分５６０回転ばかりの最大回転数にかけて運転し、可変ピッチプロペラの翼角を操作しながら操業を続け、主機潤滑油の保守管理については、潤滑油が汚損劣化したり、同油に夾雑物が多量に混入したりした状態のまま使用することがないよう、取扱説明書の保守点検基準通りに潤滑油こし器の掃除や同油の新替えを行うことなく、同こし器の開放掃除を２箇月ごとに行い、また、同油の新替えを９箇月間の漁期ごとに行っていたので、こし器を目詰まりさせ、潤滑油を著しく汚損劣化させていた。

こうして本船は、汚損劣化し多量の夾雑物の混入した潤滑油を長期間使用するうち、主機クランク軸の摺動部が同油中の夾雑物によって傷をつけられるようになったが、そのままの状態で漁期終了まで使用され、漁期終了に伴い、第１種中間検査工事施工のため、鳥取県網代港のＣ社に入渠し、主機を開放検査したところ、平成元年６月２０日午前１０時ごろ、同機のクランクジャーナル及びピン部並びに主軸受及びクランクピン軸受メタルの摺動部に潤滑油中の夾雑物による無数の線状及び点状の傷が発見された。

本船は、損傷したクランク軸をＢ社太田工場へ送り、０．５ミリメートル削正してアンダーサイズに修正加工し、主機の修理を行うとともに、潤滑油の油溜りを掃除し新油に取替えた。

（原因）

本件機関損傷は、主機潤滑油の保守管理が不十分で、潤滑油が著しく汚損劣化し、多量の夾雑物が混入した状態で長期間使用され、主機クランク軸の摺動郡が傷つけられたことに因って発生したものである。

（受審人の所為）

受審人Ａが、主機潤滑油を保守管理する場合、汚損劣化したり多量の夾雑物が混入したりした潤滑油を長期間使用しないよう、取扱説明書の保守点検基準通りに潤滑油こし器の掃除や同油の新替えを行うべき注意義務があったのに、これを怠り、同保守点検基準通りに潤滑油こし器の掃除や同油の新替えを行わなかったことは職務上の過失である。Ａ受審人の所為に対しては、海難審判法第４条第２項の規定により、同法第５条第１項第３号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。